

株式会社日本証券クリアリング機構におけるリスク管理制度の総合的な見直し等に伴う取引制度の整備について

平成20年 2月28日
株式会社東京証券取引所

項 目	内 容	備 考
<p>・リスク管理制度の見直しに伴う取引制度の整備</p> <p>1. 趣旨</p> <p>2. 概要</p> <p>(1) 増担保等措置が発動された場合の取扱い</p> <p>(2) ポジション保有状況の改善指示が行われた場合の対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当取引所先物・オプション取引の清算機関である株式会社日本証券クリアリング機構（以下「クリアリング機構」といいます。）は、清算・決済制度の更なる安定及び我が国証券市場の安全性の向上による国際競争力確保の観点から、リスク管理制度の総合的な見直しを行うこととしています。 ・ その中において、増担保等措置及びポジションの保有状況の改善指示が導入されることとなっていますが、当該措置等が非清算参加者又は顧客に対して発動された場合の取扱いについて、所要の対応を行うこととします。 ・ 取引参加者（取引参加者が非清算参加者の場合には、当該取引参加者の指定清算参加者）が、クリアリング機構から顧客の委託に基づく先物・オプション取引に係る取引証拠金について増担保等措置を受けた場合には、当該取引参加者は、当該顧客に対して、担保の増額等の措置を行うことができることとします。 ・ 取引参加者（取引参加者が非清算参加者の場合には、当該取引参加者の指定清算参加者）が、クリアリング機構から保有状況の改善指示を受けた場合には、当該取引参加者は、当該指示の事由となっている顧客の委託に基づく未決済約定について、ポジションの保有状況の改善（反対売買又は他の参加者 	<ul style="list-style-type: none"> ・ クリアリング機構は、顧客単位での増担保等措置の実施を可能とする予定です。 ・ ポジションの保有状況の改善指示を受けた場合において、取引参加者がその事由となっている顧客の委託に基づく未決済約定を決済した場合における当

項 目	内 容	備 考
<p>・ 有事等による取引記録消失時の約定取消しルールの整備</p> <p>・ 実施時期</p>	<p>への未決済約定の引継ぎ（以下「建玉の移管」といいます。）等の要請をすることができることとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該取引参加者（取引参加者が非清算参加者の場合には、当該取引参加者の指定清算参加者を含む。）が合理的な努力を行ってもなおクリアリング機構からのポジションの保有状況の改善指示の内容に適合できない場合で、当該顧客が正当な理由なくポジションの保有状況の改善の要請を拒否した場合には、取引参加者は、当該顧客の計算において、合理的に必要と認められる範囲内で、反対売買等により当該顧客の未決済約定の決済を行うことができることとします。 ・ 有事等の際に、万一、取引記録を消失し、復元が困難な場合には、当該約定を取り消すことを可能とし、現物／先物・オプション取引に係る約定取消しルールを整備します。 ・ クリアリング機構におけるリスク管理制度の見直しに併せ、本年5月頃を目途に実施します。 	<p>該取引参加者（取引参加者が非清算参加者の場合は当該取引参加者の指定清算参加者を含む。）、当取引所及びクリアリング機構の軽過失を免責する条項を先物・オプション取引口座設定約諾書等に追加します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ B C P フォーラム「取引所取引専門部会」の報告書を受けて、現在、バックアップサイトの構築等により有事の際のデータの保全に万全を期しているところです。

以 上